

答申第12号

平成22年7月8日

伊勢原市長 長塚 幾子 様

伊勢原市情報公開審査会
会長 立山 龍彦

伊勢原市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）
平成22年2月24日付けで諮問のあった行政文書非公開決定処分に対する異議申立事
案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

伊勢原市長（以下「実施機関」という。）が伊勢原市福祉事務所の生活福祉課の全職員の社会福祉主事なりケースワーカーの有資格者であることの証明書「卒業証明書」、「成績証明書」及び「履歴書」（以下「本件行政文書」という。）を非公開とした決定は妥当である。

2 異議申立の趣旨

本件異議申立の趣旨は、実施機関が平成21年12月4日付けで行った非公開決定を取り消し、公開を求めるというものである。

3 異議申立の理由

異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。伊勢原市福祉事務所の生活福祉課の職員が、ケースワーカーと名乗っているが、有資格者の証明・根拠等が不明である。

社会福祉主事なりケースワーカー等を名乗るのであれば、社会福祉法によりそれなりの条件を満たす必要がある。

行政文書公開請求の内容で情報公開が不可能であれば、伊勢原市福祉事務所の生活福祉課の職員の総人数と、無記名で構わないので、各職員の出身学校名、履修科目が分かる書類、実務経験及び業務経験の分かる書類の公開を求める。

有資格者の人数と無資格者の人数の情報公開を併せて求める。

行政文書非公開決定通知書の理由欄に「人事管理に関する事務に関し、円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため」と記載があるが、円滑な人事の確保のためなら、無資格の職員を有資格が配置される必要がある部署に配置しても構わないのか。部署に必要な人数合わせのためならコンプライアンスは関係ないのか。

行政文書非公開決定通知書の備考欄に「一部の職員については卒業証明書又は履修した科目が分かる証明書類は不存在」と記載があるが、これらの職員は何を基準に採用したのか。異議申立人は無資格者と認識する。どうせ悪しき慣習のコネ入庁等であろう。

多くの不作為や過失があり、とても社会福祉主事なりケースワーカーとは思えない。

4 実施機関の非公開理由説明要旨

非公開理由説明書、口頭意見陳述及び関係資料によると、実施機関の主張する理由は次のように要約される。

異議申立人は伊勢原市福祉事務所の生活福祉課の全職員の社会福祉主事あるいはケースワーカーの有資格者であることの証明書の開示を求めており、卒業証明書と履修した科目の分かる証明書類、実務経験又は業務経験の分かる書類の公開である。

卒業証明書は、採用内定を受けた受験者に対し、採用時の諸手続の再確認を行うために収集している文書であり、氏名、生年月日、学校名、学部・学科名、卒業年度が記載され、全ての情報が個人情報に当たる情報である。

成績証明書は、当該対象者の履修した科目等及び成績を把握し、職務を行う上での適性、能力を十分に引き出すための人事配置等の検討に活用するため収集している文書で

あり、氏名、生年月日、本籍地、入学及び卒業年月日、学部及び学科、履修可能な科目、履修した科目の成績が記載され、全ての情報が個人情報に当たる情報である。

履歴書は、採用内定を受けた受験者に提出を求めているものであり、氏名、生年月日、住所、電話番号、学歴、職歴、資格、志望動機、趣味等、健康状態、家族の氏名等が記載され、全ての情報が個人情報に当たる情報である。したがって情報公開条例第6条第1号本文に該当することから非公開決定を行った。

5 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関の職員の氏名、本籍、住所、電話番号、学歴、学部・学科、履修した科目の成績、職歴、資格、趣味、健康状態、家族構成などの個人情報が記載された文書であり、実施機関が職員の人事管理のため保有しているものである。

(2) 条例第6条第1号の該当性について

ア 条例第6条第1号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるもので個人に関する情報が記録されている行政文書については、同号ただし書ア、イ、ウ及びエに該当する場合を除き、開示しないこととする旨を定めたものである。

イ 本件行政文書に記載されている情報は、個人に関する情報であって、特定の個人の識別が可能な情報か否かにより判断されるものであり、個人の氏名、生年月日及び住所は、これらの情報が一体となれば特定の個人が確実に識別されるという意味で、個人を識別するうえで最も重要な情報であるが、それ以外にも、本籍及び学歴（学校名、学部名、学科名及び卒業年月日）も、氏名と一体となって個人を識別し得る個人に関する情報であると考えられ、条例第6条第1号本文の規定により非公開とすべき情報に該当すると認められる。

ウ 条例第6条第1号ただし書の規定により、「ア 法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「イ 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る情報」、「エ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」は公開しないことができる個人情報から除かれているが、本件行政文書に記載されている情報は、ア、イ、エに該当する情報ではなく、当該情報が公務員としての職務遂行に係る情報ではないからウの該当性もない。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、実施機関が本件行政文書を非公開としたことは、個人に関する情報であると認められるため、個人情報に該当し、非公開とした決定は妥当である。

審査会の経過等

年月日	審査会の経過等
H21. 11. 19	行政文書公開請求書受理（実施機関・伊勢原市長）
H21. 12. 04	諾否決定、行政文書非公開決定通知書発送
H22. 02. 01	異議申立書受理
H22. 03. 25	諮問書の受理
H22. 05. 11	審議（第1回）実施機関の説明聴取
H22. 06. 29	審議（第2回）
H22. 07. 08	答申

伊勢原市情報公開審査会

会 長	立 山 龍 彦	東海大学名誉教授
職務代理者	前 田 廣 治	有識者
委 員	石 井 琢 磨	弁護士
委 員	北 野 庸 子	東海大学教授
委 員	吉 川 雅 子	有識者